

廃 第 1 9 1 4 号
平成 2 9 年 2 月 2 0 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

破砕業者に対する行政処分について (通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 1 4 年法律第 8 7 号。以下「法」という。) 第 7 2 条において準用する第 6 6 条の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県白井市河原子字天神前 2 9 4 番地
名 称 株式会社京葉リサイクル
代 表 者 代表取締役 横山 良行

2 登録及び許可内容

破砕業

許可番号 第 2 0 1 2 5 0 0 0 0 4 4 号
許可年月日 平成 2 7 年 6 月 4 日

3 処分年月日 平成 2 9 年 2 月 2 0 日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社京葉リサイクルは、平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日に千葉地方裁判所佐倉支部において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は法第 7 2 条において準用する法第 6 6 条第 4 号に規定する法第 6 2 条第 1 項第 2 号イに該当した。

担当 千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 木内

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 3